

議案第90号

北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

北部地区都市公園外施設（東沖緑地、二番堤公園、若山公園、小野田中央公園、縄地ヶ鼻公園、高千帆公園、旭町公園、桜町公園、ひばりが丘公園、えびす公園、くし山公園、叶松公園、有帆公園、旦公園、高千帆ふれあい公園、浜田公園、西高泊公園、高泊児童公園、第1号高千帆台児童公園、第2号高千帆台児童公園、大休団地児童公園、共和台子供広場、共和台中央公園、地産団地児童公園、船越青葉台公園、柿の木坂南公園、新生町ふれあい公園、厚狭川河畔寝太郎公園、厚狭駅南緑地、物見山公園、糸根公園、石山公園、常盤公園、殿町公園、寝太郎公園、厚陽公園、浜崎公園、厚陽団地公園、西善寺公園、緑ヶ原公園、西側公園、大沖田公園、中市児童公園、天満町児童公園、石丸児童公園、萩原児童公園、大河内児童公園、山野井児童公園、梶児童公園、さくら公園、ねたろうの里公園及び松南公園）

2 指定管理者となる団体の名称

公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで